

## 広島大学病院の地域小児救命救急センター指定について

### 1 要旨

本県の小児救急医療体制の充実と、小児救急に従事する医療者の養成・確保を図るため、現状において整備要件を満たしている国立大学法人広島大学病院を地域小児救命救急センターに指定する。

|       |   |
|-------|---|
| 医療機関名 | 国立大学法人広島大学病院（広島市南区霞1丁目2-3）                |
| 運営病床数 | 742床（小児科病棟40床） ※小児入院患者の年間受入 196人（R6年度）    |
|       | ICU（集中治療室）10床、HCU（高度治療室）10床、ECU（緊急治療室）12床 |

### 2 概要

#### （1）地域小児救命救急センターについて

令和6年度から、国により新たに創設された仕組みで、三次医療圏において、集中治療が必要になるなど重篤な小児救急患者を24時間体制で受入れ、「超急性期」の医療を応急的に提供するものである。

#### （2）センター指定の要件

当該病院については、救急医療対策事業実施要綱（厚生労働省医政局）による地域小児救命救急センターの運営方針及び整備基準を満たしている。

《運営方針及び整備基準（主なもの）》

- ・すべての重篤な小児救急患者を24時間体制で受け入れること
- ・小児救急患者の治療を行う病室については、年間概ね100例以上の入院を扱うこと
- ・ICUと同等の小児救急患者にも対応可能な病床を10床以上有すること

#### （3）指定時期

令和8年4月1日

### 3 センター指定による効果

- (1) 「超急性期」を担う地域小児救命救急センターが中心となり、「急性期」を担う地域の拠点病院と連携しながら、明確な役割のもと重層的な小児救急医療体制が構築できる。
- (2) 症例の集積により、医療の質の向上と人材の確保・育成が図られる。

### 4 参考：小児救急医療体制

| 区分   | 実施状況                                |                          |
|------|-------------------------------------|--------------------------|
| 全県   | 広島大学病院、県立広島病院、広島市民病院、呉医療センター、福山市民病院 |                          |
| 二次   | ☆小児救急医療拠点病院、★小児救急医療支援事業（輪番制）        |                          |
|      | 広島圏域・広島西圏域                          | ☆広島市立舟入市民病院（広島市）         |
|      | 呉圏域                                 | ★呉医療センター（呉市）、★中国労災病院（呉市） |
|      | 広島中央圏域                              | ★東広島医療センター（東広島市）         |
|      | 尾三圏域                                | ☆厚生連尾道総合病院（尾道市）          |
|      | 福山・府中圏域                             | ☆福山市民病院（福山市）             |
| 備北圏域 | ☆市立三次中央病院（三次市）、★庄原赤十字病院（庄原市）        |                          |